



会社更生法適用後の株主会員制ゴルフ会員権の譲渡

今回ご紹介する判決は、更生手続前後におけるゴルフ会員権の同一性の有無を主たる争点とする事例です。東京地裁は、更正処分の一部を取り消しましたが、双方が控訴しており、今後の動向にも注目したいと思います（平成 23 年 12 月 13 日東京地裁・一部取消し・双方控訴・Z888-1645）。

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

原告は、昭和 61 年に 1900 万円（入会金 380 万円及び預託金 1520 万円）を支払いゴルフ会員権を取得しましたが、平成 11 年に預託金 920 万円の返済を受け、残りの 600 万円を無額面株式 1 株と相殺することで、預託金会員から株主会員になりました。その後、ゴルフ場経営会社は、株式全部の無償消却、プレー権の存続、新株の発行等の更生計画の認可決定を受け、原告は、新株引受権を行使して申込証拠金 28 万円を支払い新株を取得しました。本件は、原告が、平成 17 年に更生後のゴルフ会員権（新株式と新会員権）を 125 万円で譲渡し、総合課税の長期譲渡所得として、取得費を 980 万円（入会金 380 万円と更生前の株式 600 万円）とする申告をしたところ、税務署長から更正処分等を受けた事案です。

<東京地裁の判断>

1 更生手続前後におけるゴルフ会員権の同一性の有無

更生手続後におけるゴルフ会員権のうち、本件会社の株主権に関する部分は、旧株式が一旦無償消却され、新たに付与された新株引受権の行使によって新株式を取得したという点において、その同一性が失われたといえることができるものの、その余の債権的契約関係については、その基本的な部分である優先的施設利用権（プレー権）及び年会費等納入義務には変更がない以上、債権的契約関係については、なお従来の法律関係が維持されているものと認めるべきである。したがって、本件譲渡に係るゴルフ会員権のうち、プレー権については、原告が平成 11 年に転換契約によって取得したゴルフ会員権中のそれとの間で、なお資産としての同一性を有するものと認めるのが相当である。

2 所得区分

本件譲渡に係る「ゴルフ会員権」は、新株式と新ゴルフ会員権（株主権を除くプレー権）に基づく会員としての地位を一体的に捉えて譲渡したものであると解されるが、更生手続後におけるゴルフ会員権に基づく会員としての地位は、株主権を必要不可欠な要素としているとまではいえないから、新株式を所有することがゴルフクラブを一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者になるための要件とまではされていないものといわざるを得ない。よって、新株式は、措置法施行令 25 条の 8 第 2 項所定の「株式」には該当せず、新株式に係る譲渡所得については、措置法 37 条の 10 第 1 項の適用があり、分離課税の対象となる。また、新ゴルフ会員権の取得日は遅くとも平成 11 年であり、譲渡日は平成 17 年であるから、その譲渡による所得については、総合課税の長期譲渡所得に該当する。

3 取得費

被告は、本件譲渡に係る新ゴルフ会員権の取得費は、新プレー権の取得時の時価相当額である旨主張する。しかしながら、新ゴルフ会員権の取得費は 380 万円（昭和 61 年に支払った 1900 万円から転換契約に基づき相殺した預託金 600 万円と返済を受けた預託金 920 万円を差し引いた金額）とし、新株式の取得費は 28 万円（新株引受権の行使価格）とするのが相当である。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判30頁）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。